

和歌山県港湾整備事業経営戦略

団 体 名 : 和 歌 山 県

事 業 名 : 和歌山県港湾施設管理

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

(和歌山下津港)

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適	事業開始年度	昭和33年度
職 員 数	9人	港 湾 区 分 (重 要 港 湾 等)	国際拠点港湾
年間取扱貨物量 ※過去3年度分を記載	R4 24,284,698 トン	R5 19,398,696 トン	R6 19,016,249 トン
年間船舶乗降旅客数 ※過去3年度分を記載	R4 56,623 人	R5 118,788 人	R6 134,715 人
年間使用料収入額 (税 込 み) ※過去3年度分を記載	R4 508,158 千円	R5 497,738 千円	R6 496,041 千円

(日高港)

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適	事業開始年度	昭和33年度
職 員 数	人	港 湾 区 分 (重 要 港 湾 等)	重要港湾
年間取扱貨物量 ※過去3年度分を記載	R4 532,926 トン	R5 515,129 トン	R6 327,387 トン
年間船舶乗降旅客数 ※過去3年度分を記載	R4 401 人	R5 726 人	R6 700 人
年間使用料収入額 (税 込 み) ※過去3年度分を記載	R4 13,227 千円	R5 20,844 千円	R6 23,940 千円

(新宮港)

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適	事業開始年度	昭和33年度
職 員 数	人	港 湾 区 分 (重 要 港 湾 等)	地方港湾
年間取扱貨物量 ※過去3年度分を記載	R4 928,705 トン	R5 932,028 トン	R6 1,193,377 トン
年間船舶乗降旅客数 ※過去3年度分を記載	R4 3,097 人	R5 6,336 人	R6 4,396 人
年間使用料収入額 (税 込 み) ※過去3年度分を記載	R4 37,277 千円	R5 39,627 千円	R6 37,836 千円

(2) 経常収支・民間活用の状況等

経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R4	152	%	R5	141	%	R6	146	%
経費回収率* ※過去3年度分を記載	R4	152	%	R5	141	%	R6	146	%
民間活用の状況	ア 民間委託		なし						
	イ 指定管理者制度		なし						
	ウ PPP・PFI		なし						

* 法適 $\left(\frac{\text{主営業収益} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100\right)$ 非適 $\left(\frac{\text{料金収入} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用} + \text{地方債償還金}} \times 100\right)$

(2) 使用料形態

施設区分		使用料区分	現行(a) (H31年改正)	前回(b) (H25年改正)	改定率 (a/b)%	前回(c) (H24年改正)	改定率 (b/c)%	
岸壁、棧橋及び物揚場 (小型船舶係留施設を除く。) ※総トン数又は貨物積載可能トン数1トン又はその端数ごとにつき	和歌山下津港の深さ10メートル以上の岸壁に係留する船舶	係留時間が12時間までの場合	6円75銭	6円75銭	-	6円75銭	-	
		係留時間が12時間を超える場合(24時間につき)	9円	9円	-	9円	-	
	和歌山下津港の深さ10メートル以上の岸壁に係留する船舶以外の船舶	不定期船	係留時間が12時間までの場合	6円	6円	-	6円	-
			係留時間が12時間を超える場合(24時間につき)	8円	8円	-	8円	-
		定期船	係留時間が12時間までの場合	3円	3円	-	3円	-
			係留時間が12時間を超える場合(24時間につき)	4円	4円	-	4円	-
	はしけ等でトン数を表示しないもの	係留時間が12時間までの場合	6円	6円	-	6円	-	
		係留時間が12時間を超える場合(24時間につき)	8円	8円	-	8円	-	
	日高港(塩屋地区に限る。) *R9.3.31までの経過措置	船舶(係留時間12時間につき)	1円91銭	1円91銭	-	1円91銭	(外税・内税の違い)	
	小型船舶係留施設	浮棧橋方式によるもの ※占用する水域1平方メートル又はその端数ごとに1月につき	1級	343円	343円	-	360円	(外税・内税の違い)
2級			305円	305円	-	320円	(外税・内税の違い)	
3級			277円	277円	-	290円	(外税・内税の違い)	
4級			238円	238円	-	250円	(外税・内税の違い)	
浮棧橋方式以外の方式によるもの ※船舶の長さ1メートル又はその端数ごとに1月につき		1級	972円	972円	-	1020円	(外税・内税の違い)	
		2級	800円	800円	-	840円	(外税・内税の違い)	
		3級	600円	600円	-	630円	(外税・内税の違い)	
		4級	400円	400円	-	420円	(外税・内税の違い)	
臨港交通施設	鉄道 ※通貨1往復1車両(貨車及び客車)につき	130円	130円	-	136円50銭	(外税・内税の違い)		
上屋 ※1平方メートル又はその端数ごとに1日につき	和歌山下津港1号及び2号上屋	13円44銭	13円44銭	-	14円11銭	(外税・内税の違い)		
	和歌山下津港3号及び4号上屋	18円78銭	18円78銭	-	19円71銭	(外税・内税の違い)		
	和歌山下津港5号、6号及び7号上屋	24円35銭	24円35銭	-	25円56銭	(外税・内税の違い)		
	和歌山下津港8号上屋	26円1銭	26円1銭	-	27円31銭	(外税・内税の違い)		

荷さばき地 ※1平方メートル又はその端数ごとに1日につき	新宮港	使用日数30日まで		3円81銭	3円81銭	-	4円	-	(外税・内税の違い)		
		使用日数30日を超えるとき		5円72銭	5円72銭	-	6円	-	(外税・内税の違い)		
	新宮港以外	使用日数5日まで		7円	7円	-	7円35銭	-	(外税・内税の違い)		
		使用日数6日から15日まで		9円	9円	-	9円45銭	-	(外税・内税の違い)		
	日高港 *R9.3.31までの経過措置		1級地	使用日数30日まで	2円77銭	2円77銭	-	2円90銭	-	(外税・内税の違い)	
				使用日数30日を超えるとき	5円72銭	5円72銭	-	6円	-	(外税・内税の違い)	
荷役機械 ※使用30分につき	ガントリークレーン	使用3時間まで		28,572円	28,572円	-	30,000円	-	(外税・内税の違い)		
		使用3時間を超えるとき		14,286円	14,286円	-	15,000円	-	(外税・内税の違い)		
附属設備	冷凍コンテナ用コンセント ※使用1個1時間につき	20フィートコンテナのため使用するとき		200円	200円	-	210円	-	(外税・内税の違い)		
		40フィートコンテナのため使用するとき		300円	300円	-	315円	-	(外税・内税の違い)		
		ふ頭照明設備 ※使用1基1時間につき		200円	200円	-	210円	-	(外税・内税の違い)		
野積場	和歌山下津港 和歌山本港区 西浜地区	一般使用(特種地) ※1平方メートル又はその端数ごとに1日につき	使用日数5日まで	7円	7円	-	7円35銭	-	(外税・内税の違い)		
			使用日数6日から15日まで	9円	9円	-	9円45銭	-	(外税・内税の違い)		
			使用日数15日を超えるとき	11円	11円	-	11円55銭	-	(外税・内税の違い)		
		一般使用(1種地) ※1平方メートル又はその端数ごとに1日につき			6円39銭	6円39銭	-	6円71銭	-	(外税・内税の違い)	
		一般使用(2種地) ※1平方メートル又はその端数ごとに1日につき			5円39銭	5円39銭	-	5円65銭	-	(外税・内税の違い)	
		専用使用(使用期間が1年以上で、かつ、使用面積が3,000平方メートル以上の場合に限る。)	特種地	※使用期間1年当たり1平方メートルにつき	1,048円	1,048円	-	1,100円	-	(外税・内税の違い)	
				1種地	※使用期間1年当たり1平方メートルにつき	667円	667円	-	700円	-	(外税・内税の違い)
				2種地	※使用期間1年当たり1平方メートルにつき	477円	477円	-	500円	-	(外税・内税の違い)
		専用使用(使用期間が1年以上で、かつ、使用面積が3,000平方メートル以上の場合を除く。)	特種地	※使用期間1月当たり1平方メートルにつき	193円34銭	193円34銭	-	203円	-	(外税・内税の違い)	
				1種地	※使用期間1月当たり1平方メートルにつき	124円96銭	124円96銭	-	131円20銭	-	(外税・内税の違い)
				2種地	※使用期間1月当たり1平方メートルにつき	104円96銭	104円96銭	-	110円20銭	-	(外税・内税の違い)
		新宮港全域	1種地・2種地共通	使用日数30日まで ※1平方メートル又はその端数ごとに1日につき	2円86銭	2円86銭	-	3円	-	(外税・内税の違い)	
				使用日数30日を超えるとき ※1平方メートル又はその端数ごとに1日につき	5円72銭	5円39銭	-	6円	-	(外税・内税の違い)	
		和歌山下津港 和歌山本港区 西浜地区及び 新宮港全域以外の地区	1種地	※1平方メートル又はその端数ごとに1日につき	6円39銭	6円39銭	-	6円71銭	-	(外税・内税の違い)	
2種地	※1平方メートル又はその端数ごとに1日につき			5円39銭	5円39銭	-	5円65銭	-	(外税・内税の違い)		
日高港(塩屋地区に限る。) ※1平方メートル又はその端数ごとに1日につき *R9.3.31までの経過措置	1級地	使用日数30日まで	2円77銭	2円77銭	-	2円90銭	-	(外税・内税の違い)			
		使用日数30日を超えるとき	5円72銭	5円72銭	-	6円	-	(外税・内税の違い)			
	2級地	使用日数30日まで	2円39銭	2円39銭	-	2円50銭	-	(外税・内税の違い)			
		使用日数30日を超えるとき	5円72銭	5円72銭	-	6円	-	(外税・内税の違い)			
船舶給水施設 ※直接給水量1立方メートルにつき	新宮港		324円	324円	-	340円	-	(外税・内税の違い)			
	新宮港以外の港湾		550円	550円	-	577円	-	(外税・内税の違い)			
	日高港(塩屋地区に限る。) *R9.3.31までの経過措置		286円	286円	-	300円	-	(外税・内税の違い)			

港湾環境整備施設	運動広場	午前9時から正午まで		1,268円	1,268円	-	1,350円	- (外税・内税の違い)
		午後1時から午後5時まで		1,715円	1,715円	-	1,800円	- (外税・内税の違い)
		午前9時から午後5時まで		3,429円	3,429円	-	3,600円	- (外税・内税の違い)
	庭球場 ※1面につき	午前9時から正午まで		2,572円	2,572円	-	2,700円	- (外税・内税の違い)
		午後1時から午後5時まで		3,429円	3,429円	-	3,600円	- (外税・内税の違い)
		午前9時から午後5時まで		6,858円	6,858円	-	7,200円	- (外税・内税の違い)
	ゲートボール場	午前9時から正午まで		1,268円	1,268円	-	1,350円	- (外税・内税の違い)
		午後1時から午後5時まで		1,715円	1,715円	-	1,800円	- (外税・内税の違い)
		午前9時から午後5時まで		3,429円	3,429円	-	3,600円	- (外税・内税の違い)
港湾施設用地	建築物(上屋、倉庫、仮設小屋、貯油施設等)の設置その他保管の用に供する使用又は荷役機械の設置 ※1平方メートル又はその端数ごとに	使用期間が1月未満のもの	1級地	77円50銭	1平方メートル又はその端数ごとに77円50銭	-	1平方メートル又はその端数ごとに81円37銭	- (外税・内税の違い)
			2級地	44円50銭	1平方メートル又はその端数ごとに44円50銭	-	1平方メートル又はその端数ごとに46円72銭	- (外税・内税の違い)
		使用期間が1月以上のもの	1級地	920円	920円	-	920円	-
			2級地	530円	530円	-	530円	-
	栈橋、物揚場等の使用 ※1平方メートル又はその端数ごとに	使用期間が1月未満のもの	1級地	44円50銭	44円50銭	-	46円72銭	- (外税・内税の違い)
			2級地	22円50銭	22円50銭	-	23円62銭	- (外税・内税の違い)
		使用期間が1月以上のもの	1級地	530円	530円	-	530円	-
			2級地	260円	260円	-	260円	-
	電柱、くい等の設置(支柱及び支線は、それぞれ1本とする。) ※1本につき	使用期間が1月未満のもの	1級地	79円50銭	79円50銭	-	83円47銭	- (外税・内税の違い)
			2級地	57円	57円	-	59円85銭	- (外税・内税の違い)
		使用期間が1月以上のもの	1級地	950円	950円	-	950円	-
			2級地	670円	670円	-	670円	-
	軌道敷設及び軌条設置 ※1平方メートル又はその端数ごとに	使用期間が1月未満のもの	1級地	77円50銭	77円50銭	-	81円37銭	- (外税・内税の違い)
			2級地	44円50銭	44円50銭	-	46円72銭	- (外税・内税の違い)
		使用期間が1月以上のもの ※1年につき	1級地	920円	920円	-	920円	-
			2級地	530円	530円	-	530円	-
	使用期間が1月未満のもの	外径20センチメートル未満のもの ※1メートル又はその端数ごとに	1級地	7円50銭	7円50銭	-	7円87銭	- (外税・内税の違い)
			2級地	4円50銭	4円50銭	-	4円72銭	- (外税・内税の違い)
		外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの ※1メートル又はその端数ごとに	1級地	15円	15円	-	15円75銭	- (外税・内税の違い)
			2級地	8円50銭	8円50銭	-	8円92銭	- (外税・内税の違い)
外径40センチメートル以上1メートル未満のもの ※1メートル又はその端数ごとに		1級地	38円50銭	38円50銭	-	40円42銭	- (外税・内税の違い)	
		2級地	22円	22円	-	23円10銭	- (外税・内税の違い)	

電線又は各種 管理設	使用期間が1月以 上のもの ※1年につき	外径1メー トル以上の もの※1平 方メートル 又はその端 数ごとに	1級地	77円50銭	77円50銭	-	81円37銭	- (外税・内税の違い)	
			2級地	44円50銭	44円50銭	-	46円72銭	- (外税・内税の違い)	
		外径20セン チメートル 未満のもの ※1メー トル又はその 端数ごとに	1級地	90円	90円	-	90円	-	
			2級地	50円	50円	-	50円	-	
		外径20メン チメートル 以上40セン チメートル 未満のもの ※1メー トル又はその 端数ごとに	1級地	180円	180円	-	180円	-	
			2級地	100円	100円	-	100円	-	
		外径40セン チメートル 以上1メー トル未満の もの※1 メートル又 はその端数 ごとに	1級地	460円	460円	-	460円	-	
			2級地	260円	260円	-	260円	-	
		外径1メー トル以上の もの※1平 方メートル 又はその端 数ごとに	1級地	920円	920円	-	920円	-	
			2級地	530円	530円	-	530円	-	
		その他広告物 等の設置 ※1平方メー トル又はその端 数ごとに	使用期間が1月未 満のもの	1級地	67円	67円	-	70円35銭	- (外税・内税の違い)
				2級地	55円	55円	-	57円75銭	- (外税・内税の違い)
使用期間が1月以 上のもの ※1年につき	1級地		790円	790円	-	790円	-		
	2級地		660円	660円	-	660円	-		

2. 経営の基本方針

起債により整備した港湾施設の維持管理及び起債の償還を行い、財源については施設の使用料等を充てる。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

収益的収支比率は令和元年度から100%を超えている。
既存施設を適切に維持管理するとともに、施設の更新や大規模修繕を計画的に実施することで投資の平準化を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

令和2年度以降、一般会計から繰入を行っていない。
今後も港湾施設の適正な維持管理を行い、安定した使用料収入の確保に努める。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

人件費及び維持管理に必要な経費を計上している。
維持管理計画を策定し、計画的かつ適切な維持管理を実施することで、港湾施設の長寿命化を図る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	施設の更新や大規模改修については、投資が集中しないよう計画的に行う。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	和歌山下津港港湾計画に基づき計画的に行う。
防災・安全対策に関する事項	和歌山下津港港湾計画に基づき計画的に行う。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	特に予定なし。
その他	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料形態に関する事項	現在の料金設定は適切であり、施設の更新時などに適宜見直しを行っている。
取扱貨物量に関する事項	関係者と連携してポートセールスを行うなど港湾利用の促進を図る。
船舶乗降旅客数に関する事項	関係者と連携してポートセールスを行うなど港湾利用の促進を図る。
繰入金に関する事項	令和元年度までは一般会計からの繰入金を充当していたが、収支状況が改善したことにより令和2年度からは繰入金の充当は不要となっている。
資産の有効活用に関する事項	既存施設を適切に維持管理、活用していく。
その他	特になし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	特になし。
職員給与費に関する事項	港湾管理業務に携わる県職員の人件費を支出している。
委託費に関する事項	特になし。
その他	特になし。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	実績との乖離を修正するため、必要に応じて決算後に収支計画の見直しを行う。また、施設の更新や、新たに基金を積立てるなどの変更が生じた場合も見直しを行うこととする。
---------------------	--